

審 査 基 準

令和7年4月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第3条
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法 第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則 第1条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第1条の2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 第1条の3（許可の申請） 第2条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間： 40日以内
申 請 先： 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先： 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考：